

令和2年5月12日開催

全員協議会資料

○ 新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について

1	新型コロナウイルス感染症対策に関するこれまでの主な経過について	1～2
2	市内における感染症患者の確認状況、健康相談窓口の状況について	3
3	市民等に対する感染予防等の啓発、周知について	3
4	学校等における対応について	4
5	公共施設等の対応について	5～6
6	経済対策（各種支援制度を含む）について		
	市民向け支援策等	6～8
	事業者向け支援策等	8～9
7	市税、使用料金の支払い猶予制度等の対応について	10～11
8	マスク等の物資について	11～12
9	その他の取組について	12～13
10	（参考）新型コロナウイルス市内感染者発生による市長メッセージ		
11	（参考）緊急事態宣言発令に伴う上越市長コメント		
12	（参考）「新しい生活様式」の実践例		
13	（参考）特別定額給付金のお知らせと市長メッセージ		
14	（参考）新潟県・県内30市町村緊急共同宣言		

1 新型コロナウイルス感染症対策に関するこれまでの主な経過について

年月日	内 容
R2. 1. 29 ～2. 25	○庁内情報連絡会議 設置（計4回開催） （主な議題） ①国、県の動向 ②市内に感染症患者が確認された場合の市の役割分担
R2. 2. 25	…国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示される …隣県（長野県）で感染事例確認
R2. 2. 26	○第1回 新型コロナウイルス感染症に関する警戒本部会議 （主な議題） ①国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について ②イベント実施の判断基準等について ③市民への周知について
R2. 2. 27	…総理大臣が全国一斉の小中学校等の臨時休業を要請
R2. 2. 29	…新潟県内初の感染症患者確認（新潟市） ○第1回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 （主な議題） ①市内で感染症患者が確認された場合の対応について ②イベント実施の判断基準について ③市民生活や市内経済への影響について ④小中学校の対応について
R2. 3. 6	○第2回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 （主な議題） ①市内で感染症患者が確認された場合の対応について ②各種施設の対応について ・保育園、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブ ・福祉施設の対応について ③その他の公共施設の対応について ④市主催イベントについて ⑤中小企業への緊急支援について
R2. 4. 7	…市内で初の感染症患者確認（30代 男性） …国が7都府県に緊急事態宣言を発令（～5/6） ○第3回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 （主な議題） ①市内での発生状況（感染症患者の状況）について ②市の体制について ・健康相談コールセンターの設置 ・感染症予防に関する市民への周知 ③各種施設の対応について

年月日	内 容
R2. 4. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブ ・ その他の公共施設 ○新型コロナウイルス市内感染症患者発生による市長メッセージを发出
R2. 4. 10	○緊急事態宣言発令に伴う上越市長コメントを发出
R2. 4. 16	○市長記者懇談会を開催
R2. 4. 17	…国が緊急事態宣言の区域を全都道府県に拡大 ○補正予算の専決処分 ○市長記者会見を開催
R2. 4. 18	…新潟県知事による市町村立小中学校等の休業措置の要請（～5/6） …市内 2 例目の感染症患者確認（新潟市在住者：20 代 男性） ○第 4 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 （主な議題） ①市内での発生状況（感染症患者の状況）について ②緊急事態宣言を受けての今後の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブ ・ その他の公共施設 ・ 経済対策
R2. 4. 26	…市内 3 例目の感染症患者確認（30 代 女性）
R2. 4. 28	…市内 4 例目の感染症患者確認（60 代 男性）
R2. 4. 30	…県が県立学校の臨時休業を 5/10 まで延長
R2. 5. 1	…国の補正予算が成立 ○補正予算及び条例改正の専決処分
R2. 5. 1	○市長記者懇談会を開催
R2. 5. 4	…国が全都道府県に対する緊急事態宣言の期間を延長（～5/31）
R2. 5. 5	…新潟県の今後の対応方針が示される（～5/31） ○第 5 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 （主な議題） ①緊急事態宣言の延長を受けての今後の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい生活様式」の徹底 ・ 保育園、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブ ・ 公の施設の臨時休館の解除及びイベント等の開催
R2. 5. 7～	○特別定額給付金のお知らせと市長メッセージを全世帯に配布
R2. 5. 8	…新潟県・県内 30 市町村緊急共同宣言

2 市内における感染症患者の確認状況、健康相談窓口の状況について

(1) 市内の感染症患者の確認状況 (令和2年5月10日現在)

No.	判明日	年齢	性別	職業	濃厚接触者数	備考
1	4月7日	30代	男性	会社員	17人	
2	4月17日	20代	男性	会社員	2人	新潟市居住で市内に勤務
3	4月18日	30代	女性	接客業	4人	
4	4月26日	60代	男性	会社員	9人	

(2) 市健康相談コールセンターの相談状況 (単位:人)

月 日	延べ相談人数 (1日当たり人数)	備考	主な相談、問い合わせの内容
4/7 (火) ~13 (月)	606 (86.6)	1例目確認 (4/7)	感染症患者に関する こと
4/14 (火) ~20 (月)	247 (35.3)	緊急事態宣言 (4/16)、2例 目確認 (4/17)、3例目確 認 (4/18)	感染症患者に関する こと
4/21 (火) ~27 (月)	225 (32.1)	4例目確認 (4/26)	大型連休時の移動制 限に関すること
4/28 (火) ~5/4 (月)	298 (42.6)	緊急事態宣言延長 (5/4)	特別定額給付金、遊 興施設の休業に関す ること
5/5 (火) ~11 (月)	706 (100.9)		特別定額給付金に関 すること
合 計	2,082		

3 市民等に対する感染予防等の啓発、周知について

(1) 市ホームページへの掲載

- 市内の発生状況を始め、感染予防・拡大防止対策（咳エチケットや手洗いの励行、「3密」回避や外出自粛の呼び掛け、「新しい生活様式」の実践例等）、各種相談窓口のほか、コールセンターに多く寄せられる問合せを「よくある質問」として掲載し随時更新

(2) 広報上越への掲載等

- 2月15日号から5月号までの毎月、感染予防・拡大防止対策や受診方法等を随時掲載
- 総合事務所だよりや防災行政無線によるお知らせ

(3) チラシ・ポスターの配置・掲示等

- 感染予防・拡大防止対策、各種相談窓口等に関するチラシ・ポスターの配置・掲示（市民課、南・北出張所、各区総合事務所ほか）
- 転入者・帰省者への注意喚起ポスターの掲示（市民課、南・北出張所、各区総合事務所、上越妙高駅、高田駅、直江津駅構内ほか）
- デジタルサイネージによる同様の注意喚起（市民課、上越妙高駅、ほくほく線駅構内）

4 学校等における対応について

(1) 市立小中学校、幼稚園の臨時休業等及び放課後児童クラブの対応状況について

- | | |
|-------------------|------------------|
| 3月4日(水)～4月5日(日) | 臨時休業等 |
| 4月6日(月)～4月21日(火) | 学校の再開等 |
| 4月22日(水)～5月10日(日) | 再度の臨時休業等 |
| 5月11日(月)～5月31日(日) | 分散登校などを活用した学校の再開 |

・ 分散登校の内容

3密を回避するため、空き教室を活用したり、学級の児童生徒を登校班に配慮して2グループに分けて登校させたりするなどして、1学級を概ね20人以下とし、午前・午後のいずれか半日で実施

給食は、午前だけの登校、午後だけの登校を問わず対応

授業を最優先とし、課外活動や部活動の中止は、5月31日まで継続

・ 放課後児童クラブ

分散登校の実施期間中は、臨時休業期間に引き続き、通常の長期休業時と同様の開設時間により開設

(2) 学校体育施設の利用休止について

- | | |
|------------------|----------------|
| 3月4日(水)～5月31日(日) | 臨時休業から継続して利用休止 |
|------------------|----------------|

- ・ 5月11日から小中学校は再開するものの、感染リスクを最小限にするため5月31日まで課外活動及び部活動を中止していることに合わせて学校体育施設の利用の休止を継続

(3) 小中学生を対象とするスポーツ団体の活動の自粛要請について

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 3月4日(水)～4月5日(日) | 学校の臨時休業に合わせてスポーツ団体の活動の自粛要請 |
| 4月6日(月)～4月8日(水) | 自粛要請を解除 |
| 4月9日(木)～5月31日(日) | 部活動等の中止の趣旨を踏まえて自粛要請 |

- ・ 5月6日まで要請していた自粛について、市立小中学校の課外活動及び部活動の中止並びに県立学校の臨時休業が5月31日まで延長されたことを踏まえ、引き続き要請

(4) 市立小中学校等への布マスク等配布について

- ・ マスク不足が解消されない中、学校等の運営上、マスクが欠かせないことから、市独自で市立、私立の保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校、特別支援学校に通園・通学している園児、児童生徒及び教職員を対象に布製マスクを1人1枚(146園校に22,000枚)配布
- ・ 学校現場において、消毒液が不足していることから、消毒液の確保に努めるとともに、市内事業所から寄贈を受けた高濃度アルコール溶液を市立小中学校等へ配布
- ・ 国庫補助金を活用し、私立の保育園及び認定こども園における消毒液等の購入に係る経費を補助

5 公共施設等の対応について

(1) 公の施設の利用制限及び臨時休館について

時 期	内 容
3月4日～4月5日、 4月9日～18日	小・中学校、高校等の臨時休業を受けた児童・生徒の施設の利用制限
4月19日～5月6日	緊急事態宣言を受けた施設の臨時休館
5月7日～10日	5月10日までの臨時休館の期間延長
5月4日・5日	国の緊急事態宣言の延長、基本的対処方針の変更（5/4） 県の緊急事態措置の見直し（5/5）
5月11日～	施設利用時における、感染拡大を予防する「新しい生活様式」 の実践等を市民へ要請するとともに、感染症拡大防止の徹底を 図った上で、5月11日以降に順次開館
5月11日～20日	屋内体育施設等の臨時休館を5月20日まで延長

(2) 公の施設の使用料の取扱いについて

- ・ 2月20日から当面の間、新型コロナウイルス感染症予防を理由として施設利用を取り消す際、既に使用料等を納付している場合は全額還付し、使用料等を納付していない場合は取消し料（キャンセル料）を徴収しない取扱を継続

(3) 指定管理者への補填について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、吉川ゆったりの郷やリージョンプラザ上越、上越市市民プラザなどの公の施設において、収支が悪化した指定管理者を対象とし、3月の減収分について令和元年度予備費を活用し概算で補填し、5月末に実績をもとに精算予定

補 填 先 28 施設の指定管理者

概算補填額 41,635 千円

(4) イベントについて

5月5日の第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、以下の事項を決定

- ・ 市が主催または共催するイベント等について、全国的かつ大規模なイベント等の開催については感染拡大のリスクを考慮し、中止または延期とする取扱いを継続。なお、最大でも50人程度のイベントについては、5月11日から適切な感染防止対策を講じた上で、実施を可とする運用を開始
- ・ 民間団体のイベント等については、主催者が実施の判断をする際に、県及び市の判断基準を参考とし、適切な感染防止対策を行うよう要請

(5) 延期した大規模イベントについて

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック関係事業

延期・再調整 合宿・視察受入（体操）、合宿受入（柔道U-18）、聖火リレー 観戦ツアー等

見直し ホストタウンサポーター事業、周知啓発事業

- ・ 成人式 4月4日を11月21日へ延期
- ・ 米山山麓ロードレース 4月19日を中止
- ・ 高田城ロードレース大会 6月7日を中止

- (6) 都市公園等における遊具利用に対する注意喚起の表示について
- ・ 設置箇所 規模が大きく地区外からも来園が見込まれる以下の公園の遊具付近
高田城址公園、戸野目公園、五智公園、海浜公園、春日新田公園、スポーツ公園、たにはま公園
 - ・ 表示内容 (5月11日現在)
「混雑時は利用を控えること」
「マスクの着用」
「遊んだら手洗いうがい」

6 経済対策（各種支援制度を含む）について

(1) 市民向け支援策等

①特別定額給付金事業の実施について

・ 事業概要

目 的	新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、感染拡大防止に向け、全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々に対して、敬意と感謝の気持ちを持ち、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。
予 算 額	19,246,635 千円（国の補助 10/10） 給付事業費 19,100,000 千円（19万1千人×10万円） 事務費 146,635 千円
給付対象者	令和2年4月27日（基準日）において、当市の住民基本台帳に登載されている人 給付対象者 190,002 人 受給権者(世帯主) 76,172 世帯
給 付 額	給付対象者1人当たり10万円

・ これまでの主な経過と今後のスケジュール

4月20日	総務管理課に特別定額給付金事務室を設置（現在専任職員6人体制）
4月30日	国の補正予算成立に合わせて補正予算を専決処分
5月7日～	事前周知チラシ及び市長メッセージを全世帯に配布 オンラインによる申請受付を開始
5月14～16日	申請書を全ての世帯主あてに郵送
5月15日～8月14日	郵送等による申請受付 ※受付開始から3か月以内
5月21日	オンラインによる申請受付分の給付開始
5月28日	郵送等による申請受付分の給付開始 ※申請書類の審査が終了次第、順次、口座振込を行う。

②子育て世帯への臨時特別給付金について

・ 事業概要

目 的	国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、子育て世帯の生活を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給する。
内 容	対象児童1人につき1万円を「子育て世帯への臨時特別給付金」として支給
対象児童	令和2年3月31日において中学3年生以下の児童

※平成 16 年 4 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日までに生まれた児童が対象
 ※児童を養育している人の所得が限度額以上の特例給付対象児童を除く
 支給時期 令和 2 年 5 月 27 日（水）支給予定
 ※児童手当の指定口座に振り込み（申請不要）。ただし、公務員については、所属庁が支給対象者の証明をした書類を、本人が市に申請し、5 月 27 日以降、随時支給
 対象者 約 23,400 人（公務員：約 2,200 人含む）
 予算額 245,137 千円（国の補助 10/10）
 給付事業費 234,000 千円（23,400 人×1 万円）
 事務費 11,137 千円

③新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

国民健康保険に加入する被用者が新型コロナウイルスに感染した場合等に傷病手当金を支給

・ 事業概要

傷病手当金の額 直近の継続した 3 か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の 3 分の 2 に相当する額
 対象期間 令和 2 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間で、労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長 1 年 6 か月まで）
 予算額 2,926 千円

※後期高齢者医療制度

75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を運営する新潟県後期高齢者医療広域連合においても、当市の国民健康保険と同様の内容で支給

④住居確保給付金制度の拡充について

省令改正により、住居確保給付金の支給要件が大幅に緩和された制度周知を図り、生活が苦しくなった市民の支援に取り組んでいる。

・ 制度概要（4 月 30 日省令改正後 ※下線部が改正箇所）

目的等

離職、廃業、休業等に伴う収入減少により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方に対し求職活動を条件に支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る制度

生活困窮者自立支援法（H27.4 施行）により、市等の福祉事務所設置自治体の実施

補助率 国 3/4、市 1/4

支給対象者 離職・廃業から 2 年以内の方

休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

支給要件

収入要件 世帯の収入合計額が、世帯人数別の基準額以内であること

資産要件 世帯の預貯金・現金等の資産合計が基準額以内であること

求職活動要件 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

月 1 回以上、生活相談支援窓口（地域包括支援センター）で就労支援を受ける。（書面の提出でも可）

ハローワークでの職業相談等は不要

支給額

世帯人数	単身	2 人	3 人～5 人	6 人	7 人
支給額(上限)	32,000 円	35,000 円	42,000 円	45,000 円	50,000 円

原則 3 か月、最長 9 か月まで延長あり。市から家主等へ支給（代理納付）

- ・ 住居確保給付金の相談状況

4月1日～5月8日： 相談42件（うち申請1件、申請準備19件）

⑤上越市奨学金等の前倒し交付の実施及び募集延長について

- ・ 上越市奨学金、上越学生寮奨学金を活用して学業に勤しむ大学生等に対する収入減少中の今年度前半を乗り切るための一時的な経済的支援策として、貸付者の希望により、奨学金を最大1年分前倒しで交付

アルバイトの自粛要請や仕送りをしている保護者等世帯の収入減により、生活費が不足し、奨学金を必要とする学生が増加することが見込まれることから、上越市奨学金において、在学受付の申込締切を5月1日から年度末まで延長

⑥奨学金の返還猶予について

- ・ 上越市奨学金、上越学生寮奨学金及び上越市定住促進奨学金を返還中の方に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により、奨学金の返還が困難となったと認められる場合、奨学金の返還を猶予

(2) 事業者向け支援策等

■第1弾（3月6日）※2月28日～3月31日の新潟県セーフティネット資金の利用に適用

①信用保証料の補給 実績額:183.5万円(既決予算125.5万円+予備費充用58万円)

- ・ 市内中小企業者が新潟県セーフティネット資金を利用する際に、信用保証協会に支払う信用保証料の一部を市が負担

＜補給割合＞	融資額 1,000万円以内	50%
	融資額 1,000万円超 3,000万円以内	30%

②借入利子への補助 予算額:500万円(申請の翌月執行のためR2予算で予備費充用)

新潟県セーフティネット資金の借入利子の一部を市が補助金として交付

＜補助率＞	1.0% 2年分(融資額1,000万円を上限)
＜補助方法＞	融資実行後に1.0%、2年分の利子相当額を一括補助

3月23日 新潟県セーフティネット資金の融資限度額と融資期間・据置期間の要件拡大

4月9日 市内関係団体の実務担当者による情報共有会議を開催
新型コロナウイルス感染症による市内経済状況の情報交換を行い、売上に大きな影響を受けている業種の把握や、市の経済対策について意見交換を実施

■第2弾（4月16日） 補正予算市長専決

①信用保証料の補給【拡充】 予算額：600万円

市内中小企業者が新潟県セーフティネット資金を利用する際の信用保証料への補給率を100%に上乘せ

＜補給割合＞	融資額 1,000万円以内	50% → 100%
	融資額 1,000万円超 3,000万円以内	30% → 100%

②雇用調整助成金申請費補助金【新規】 予算額：3,000万円

雇用調整助成金の申請を社会保険労務士等に委託する場合に、委託料の一部を補助

＜補助額＞	委託料の1/2（従業員20人以下の事業者は10/10）
	上限額：10万円

③事業継続支援緊急助成金【新規】 予算額：2億6,000万円

売上額が前年同月より20%以上減少した市内中小企業者が負担している固定費(家賃、

リース料)の一部を助成

<助成額> 固定費(家賃、リース料)の3か月相当額
上限額: 従業員5人以下 15万円
従業員5人超 30万円

相談・申請・振込の状況

申請・相談件数 5月10日現在、振込合計 5月15日までの見込

	相談 件数	申請 件数	振込合計	
			件数	金額(千円)
雇用調整助成金申請費補助金	53	54	54	5,351
事業継続支援緊急助成金 (固定費3か月相当額の助成)	679	526	400	76,859
計	732	580	454	82,210

※ 振込合計は、5月1日(金)、5月8日(金)、5月15日(金)の振込額の合計

※ このほか、新潟県セーフティネット資金を利用する際の信用保証料の全額補給については、過去の申請分(14件)の遡及について、個別に事業者へ連絡

- 4月22日 国が雇用調整助成金の対象に雇用保険に加入していない従業員を追加したことに合わせ、市の雇用調整助成金申請費補助金の対象を拡充
- 4月30日 情報共有会議のメンバーに聞き取り
- 4月30日 国の補正予算成立
- 5月11日 5月1日に国の持続化給付金の対象者が示されたことに合わせ、市の事業継続支援緊急助成金の対象者を拡充

■飲食店及び畜産農家に対する支援

新型コロナウイルス感染防止対策で、不要不急の外出の自粛が求められる中、その影響を強く受けた飲食店及び畜産農家に対する支援

- ・ 上越市地産地消認定店におけるテイクアウト情報のPR(4月23日～)
集客が厳しい状況にある飲食店等への支援として、上越市が認定している「上越市地産地消推進の店」のうち、テイクアウトができる店舗情報を市ホームページに掲載しPRを実施
テイクアウト可能な店舗数 49店(5月11日現在)

「上越市地産地消推進の店」

上越産品の生産及び消費拡大、郷土における食文化の継承並びに食料自給率の向上を図るため、上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店を認定し、市ホームページで掲載

(5月11日現在の認定店数: 163店 うち小売店53店、飲食店等110店)

- ・ 畜産農家(肥育牛)への支援(4月～5月)
これまで飲食店等を中心に消費されていた「深雪の郷・くびき牛」の需要が激減し、市内の畜産農家(3者)が打撃を受けている状況を踏まえ、事業継続への応援やくびき牛のPRを兼ねて、新潟県上越地域振興局ほか関係機関の職員に働きかけ、出荷された牛肉を購入
購入者 上越市職員、新潟県上越地域振興局職員、JAえちご上越職員、新潟県農業共済組合上越支所(NOSAI 上越)職員

7 市税、使用料金の支払い猶予制度等の対応について

(1) 市税

これまでの対応の経過

国からの発出文書等	市の対応
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について (2月27日付総務省事務連絡)	市民税・県民税の申告期限を4月16日に延長 3月2日から順次、市民への周知を図るため、報道機関への情報提供、市ホームページ・広報上越への掲載、町内回覧を実施
新型コロナウイルス感染症の拡大等による申告期限の取扱いについて (4月6日付総務省事務連絡)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、申告することが困難な方に対し、市民税・県民税の申告相談を4月17日以降も継続 4月8日から順次、市民への周知を図るため、報道機関への情報提供及び市ホームページへの掲載を実施
新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について (3月18日付総税企第45号)	既存の徴収猶予制度による柔軟な対応を決定。3月19日から順次、既存の徴収猶予制度の周知を図るため、窓口へのリーフレット設置や、納税相談時における制度案内、報道機関への情報提供、市ホームページへの掲載を実施
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)について (4月7日付総務省事務連絡)	徴収の猶予制度の特例(案)が示されたことを受け、4月7日から納税相談の受付時に、納税が困難な理由を聴取した上で制度の概要説明を行い、国の法施行後、市から連絡を行う旨を説明
地方税法等の一部を改正する法律の成立・公布(4月30日)	改正法の成立・施行に伴い5月1日に、徴収猶予の特例制度及び申請受付開始を周知するため、報道機関への情報提供及び市ホームページへの掲載を実施 5月の連休期間中も受付を実施、これまでの受付実績は61件(5月8日現在)
新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いについて (4月30日付総税企第64号)	事前相談を受けていた納税者に対して、電話連絡の上、申請書を送付

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の概要

①徴収の猶予制度の特例

- ・ 収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減少)した場合において、特例として無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予(令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税が対象)

②中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- ・ 厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減(令和3年度課税分が対象)

③生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- ・ 生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長

④軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- ・ 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を令和2年9月30日から6か月延長

⑤イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人市民税における対応

- ・ 所得税において寄付金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与する

ものとして条例で定めるものについて、個人市民税の税額控除の対象に追加

⑥住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人市民税における対応

- ・ 所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件（入居期限や契約期限等）を弾力化する措置が講じられる場合には、当該措置の対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人市民税から控除

(2) ガス・水道・下水道等料金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的にガス・水道・下水道等料金の支払いに困難な事情があるお客様からの申し出による、支払いの猶予を実施

①対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当した場合に適用

- ・ 個人のお客様
国及び県等による新型コロナウイルス感染症関連の緊急小口資金等の貸付を受ける方
例：生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けた方や勤労者生活支援特別融資などを受けた方
- ・ 事業者のお客様
国、県及び市等が実施する新型コロナウイルス感染症関連の特別融資制度等を利用される方

②支払い猶予の期間

- ・ 当初は、令和2年3月、4月及び5月検針分のガス料金、水道料金及び下水道等使用料の支払期限日をそれぞれ1か月延長
その後、4月及び5月検針分の支払期限日を1か月から2か月に延長するとともに、新たに6月検針分の支払期限日を1か月延長
なお、支払いを猶予した月は、遅収加算額を免除

8 マスク等の物資について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら市民に必要な医療や介護、障害福祉等サービスを提供する取組を支援するため、マスクが不足している関係施設に不織布マスク等を配布。当市の備蓄品のほか友好都市や市民、企業、団体から市へ寄附されたマスクを活用

(1) 物資の配布

①大人用不織布マスク（令和2年3月～5月）

配布先	枚数（枚）
市内病院 （県立中央病院、上越総合病院、新潟労災病院、上越地域医療センター病院ほか）	97,550
市内診療所（開業医）	33,300
介護保険サービス事業所等	45,850
障害福祉サービス事業所等	13,150
計	189,850

②感染症対策セット（N95マスク、防護服、ゴーグル、手袋）（令和2年5月）

市が備蓄していた500セットを、感染症指定病院である新潟県立中央病院へ提供

③防護服（令和2年1月）

市が備蓄していた420着セットを、大連市旅順口区へ提供

(2)物資の寄附

①マスク

匿名男性	1,500枚	
株式会社夢グループ	900枚	
大連市旅順口区	28,000枚	
株式会社滝田	10,000枚	
上越ライオンズクラブ	2,500枚	
株式会社コヤマ	1,000枚	
上越地区郵便局長会	3,000枚	など

②消毒液等

株式会社越後薬草	高濃度アルコール溶液(500ml)	120本	
信越化学工業株式会社	次亜塩素酸ナトリウム5%溶液	10トン	など

9 その他の取組について

(1) 人権への配慮に関する注意喚起

- ・ 感染症患者や対策に携わった者等に対するインターネット・SNS上における誹謗中傷、様々な場面での心ない言動が広がっているため、市ホームページや広報上越への掲載、町内会への情報提供、市長記者会見等の機会を通じて、不当な差別、偏見、いじめ等が起これないように注意喚起を実施

(2) 消費活動に関する呼びかけ・注意喚起

- ・ SNS上での様々な情報が飛び交う中、市民向けに落ち着いた消費活動の呼びかけ・注意喚起を実施。また、「新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や身に覚えのない商品の送り付け」に対する注意喚起を実施

(3) 外国人市民への情報提供・支援

- ・ 当該感染症予防を始めとした各種案内・チラシ等について、外国人市民向けに、英語、中国語及び韓国語に翻訳し、配付
- ・ 国際交流センターにおける外国人市民からの相談機能を強化
平日の日中に加え、4月～7月の間の土日・祝日の日中に、健康相談コールセンターへの外国人からの相談に対応（国際交流センターに1人常駐）
- ・ 特別定額給付金に関する外国人労働者への支援依頼
外国人労働者を雇用する企業主に対し、特別定額給付金申請に対する支援依頼の文書を発送

(4) 市役所における業務上の対策の強化について

- ・ 業務の継続体制を確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の取組を推進

①執務場所の分散化

業務の優先度が高く、代替要員の確保が困難な所属の一部を会議室等に移動

- ・ 健康づくり推進課の一部
…木田第1庁舎4階403会議室で執務

- ・ すこやかなくらし包括支援センター・こども発達支援センターの一部
 - …福祉交流プラザ南棟 1 階多目的室、西棟 1 階プレイルーム 2 で執務
 - ・ 各区総合事務所について、空きスペースを活用して執務
- ②出勤者及び接触機会の削減（各区総合事務所を除く）
- ・ 在宅勤務
職員は、原則として、週 2 回、午前又は午後の在宅勤務
 - ※ 行政サービスの提供に著しい支障を来す場合は、可能な範囲で実施し、又は実施しないことができる
 - ・ 週休日勤務
週休日の勤務及び振替を活用し、平日の出勤者を削減
 - ・ 時差出勤
以下のパターンから選択し、可能な限り勤務時間を分散
- | | | |
|----|------------|------------|
| 早出 | 7:30～16:15 | 8:00～16:45 |
| 遅出 | 9:00～17:45 | 9:30～18:15 |
- ③実施期間
- 4 月 27 日（月）から 5 月 31 日（日）まで
- 終了日は、緊急事態措置の実施期間等に応じて、別途調整

新型コロナウイルス市内感染者発生による市長メッセージ

令和2年4月7日

市民の皆さまへ

4月7日、当市において、初めての新型コロナウイルス感染者が確認されました。

市では、県と連携しながら、市民の健康を守るための適時適切な対応を実施するとともに、情報収集と迅速な情報発信を行ってまいります。

市民の皆さまにおかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様に、お一人お一人が咳エチケットや手洗いを励行し、併せて不要不急の外出や人ごみの多い場所を避けるなど、一層の感染予防対策に努めていただきますとともに、デマなどに惑わされず、冷静な行動をお願いいたします。

緊急事態宣言発令に伴う上越市長コメント

令和2年4月8日

新型コロナウイルス感染症に関し、昨日、政府から緊急事態宣言が発令されました。対象地域とされた東京都を含む7都府県との往来は控えていただきますよう、お願いいたします。

また、対象地域から当市へ転入又は帰省された方におかれましては、外出を控え、2週間程度の健康観察を徹底してくださるようお願いいたします。

繰り返しになりますが、市民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様に、お一人お一人が咳エチケットや手洗いを励行し、併せて不要不急の外出や人ごみの多い場所を避けるなど、一層の感染予防対策に努めていただきますとともに、デマなどに惑わされず、冷静な行動をお願いいたします。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

特別定額給付金の給付について

上越市では、国の制度に基づき市民の皆さんに「特別定額給付金」を確実に速やかに給付するため、現在、次のとおり準備を進めています。

申請書の発送

5月14日(木)から「特別定額給付金申請書」を全ての世帯主あてに郵送

- ※給付を確実にを行うため、申請書に同封の記入例をよく確認の上、申請してください。
- ※世帯主の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、在留カード等)と預金通帳等のコピーを添付し、同封の返信用封筒にて返送してください。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、申請書類は郵送で提出してください(原則として、窓口での申請受付は行いません)。
- ※オンライン申請を希望される方は、市ホームページをご覧ください(マイナンバーカードが必要です)。

給付開始

5月28日(木)から口座振込開始

※申請書類の審査が終了次第、順次、振り込みを行います。

給付額

1人当たり10万円

※世帯主の口座に、世帯員全員分を振り込みます。

給付対象者

令和2年4月27日(基準日)に、上越市の住民基本台帳に登載されている人



「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐欺にご注意ください!

- 市役所や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市役所や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。
- 特別定額給付金について不審な電話や郵便物が届いたら、絶対に応じることなく、すぐに市役所か警察署にご連絡ください。

問い合わせ：上越市木田一丁目1番3号

上越市役所 特別定額給付金事務室 ☎025-526-5111

市民の皆さまへ

市民の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、様々な活動自粛にご協力いただき、感謝申し上げます。とりわけ、医療・福祉・保育施設、物流やごみ収集、生活必需品を扱う店舗等の最前線で献身的に従事いただいている皆さまには、深く敬意を表するものであります。

国では、感染拡大防止に配慮しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施することといたしました。市としても、可能な限り速やかに市民の皆さまへお届けできるよう、特別定額給付金事務室を設置し、専任の職員が事務を進めているところであり、5月28日（木）から給付を開始いたします。

市民の皆さまをはじめ事業者の皆さまには、外出自粛や休業要請等の影響により経済的な面で非常に厳しい状況におかれている方が多数おられます。市では、事業の継続を支援するための助成金の交付など市独自の経済対策を実施するとともに、生活支援に関するサポートを行っているところであります。

こうしている今も、全国では13,000人以上が感染し、死亡者数は400人を超えるなど、感染の拡大が続いています。この事態を一刻も早く終息させるためには、私たち一人ひとりが、感染拡大を阻止するという意識を強め、ご自身とご家族の命を守るための行動が重要となります。

いまだ終わりが見えない戦いが続きますが、以前の日常をとり戻すため、今こそ市民、事業者、行政が一丸となって、この危機を乗り越えていかなければなりません。

市民の皆さまには、大変ご不便やご心配をおかけしますが、引き続き、不要不急の外出や「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3密を避け、手洗いを徹底し、感染防止に努めてくださいますようお願いいたします。

市では、今後も、県と連携しつつ、感染拡大の防止に全力を尽くすとともに、市民の皆さまの健康と安全を第一に対応してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年5月7日

上越市長 村山秀幸

新潟県・県内30市町村緊急共同宣言 ～ふるさと新潟をともに守る～

住民の皆様、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた、これまでの真摯なご協力に心より感謝を申し上げます。

一方で、まだ油断できない状況が続いており、また、収束までの道のりは、まだ長いと見込まれます。この現実を踏まえ、感染拡大防止を最優先としながらも、規制や自粛中心のこれまでの取組から、徐々に社会経済活動との両立を図る段階に歩みを進めることといたします。

また、児童生徒の学習の遅れについても、安全を確保しながら全力で取り組んでまいります。

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るためには、住民の皆様の自主的な行動変容が鍵となります。一段のご努力が必要となるお願いをするに当たり、住民の皆様の命と暮らしを守り抜く責務を有する我々自治体は、その決意を示すため、共同で以下のとおり取り組むことを宣言いたします。

1. 「新しい生活様式」の実践・県境をまたぐ往来の自粛等を徹底します

大切な家族、地域住民を守るため、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践、例えば、外出におけるマスクの着用、人と人との間隔の確保、3つの密を徹底的に避けること、多人数での会食や懇親会を控えることのほか、時差出勤やテレワークなど新しい働き方を進めることなどを生活者・事業者呼びかけます。

また、都道府県をまたぐ往来、繁華街における接待を伴う飲食店等への外出についても、引き続き厳に避けるよう周知します。

2. 事業者や生活者支援策を丁寧に周知し、迅速に実施します

つなぎ融資を含む最大3,000万円・無利子保証料ゼロの県制度融資、最大200万円の持続化給付金、雇用を守るための雇用調整助成金、市町村の独自支援、全住民への10万円の特別定額給付金など、各種支援策を丁寧に周知します。また、一日も早く支援をお届けするため、迅速な事務手続きに努め、必要な国への働きかけを行います。

3. 医療提供体制を充実するとともに専門家会議を設置します

充実したPCR検査体制や、2月末と比べ3倍の約400の病床が確保されるなど、医療提供体制は整ってきています。今後、軽症者向け宿泊施設50床の拡充、地域外来・検査センター（いわゆる発熱外来・PCRセンター）の整備など、一層の充実に努めます。

また、生活者・事業者・学校向けの感染症対策の緩和・強化の根拠など、専門的な知見が一層求められる状況です。そこで、新たに新潟県として専門家会議を設置し、客観的な情報提供の充実を図ります。

4. 医療関係者等に感謝するとともに人権に配慮します

医療関係者、医療資機材・生活必需物資の製造運搬販売に携わる方など、感染リスクに不安を抱えながら最前線で働くすべての方々に心より感謝いたします。

感染症の拡大や医療関係者の疲弊が深刻化すれば、急病などの一般医療を十分に受けることができません。感染者やその家族、治療・対策に関わった方々等への人権侵害は許されるものではなく、徹底した啓発を行います。

苦渋の判断で他の地域との往来を控えて頂いていますが、一人ひとりが感染拡大を予防する「新しい生活様式」へ移行し、この状況を乗り越え、日本全国や海外の方々とそれぞれの地域の良さを改めて実感できる日を一日も早く迎えたいと考えています。

新潟県・県内市町村が一体となり国と連携し、住民の皆様とともにふるさと新潟を守り、新たな未来を創っていきましょう。

令和2年5月8日